第66回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成 2 8 年 1 2 月 2 日 (金) 大阪産業創造館 6 階 会議室A・B

開会 午前10時00分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。私、本日の司会を務めます、経済戦略局産業振興課担当係長の千葉でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、前回の審議会の後、委員の任期満了に伴う改選がございました。新 たに委員に御就任いただきました4名の方を御紹介させていただきます。

商業論分野の加藤委員です。

- ○加藤委員 加藤です。どうぞよろしくお願いします。
- ○事務局 生活環境分野の川﨑委員です。
- ○川﨑委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○事務局 都市計画分野の吉川委員です。
- ○吉川委員 吉川です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 なお、本日御欠席ではございますけれども、法律分野の山本委員、以上 4 名の 皆様です。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、引き続き御就任いただきました委員の方々を御紹介させていただきます。 流通論分野の岸本委員です。

- ○岸本委員 岸本です。よろしくお願いいたします。
- ○事務局 生活環境分野の澤村委員です。
- ○澤村委員 澤村です。よろしくお願いします。
- ○事務局 なお、本日御欠席でございますが、建築環境・設備分野の翁長委員、居住環境 分野の檜谷委員、交通工学分野の吉田委員、以上5名の皆様です。どうぞよろしくお願いい たします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在5名の出席がございますので、審議会規則 第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことを御報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届け出がありました新設案件2件、変更案件1件につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。予定しておりました4件目の鶴見ファッションモールの市意見への対応に関する案件については、設置者からの資料について現在最終調整中となっておりますので、最後に事務局より手続状況につきまして御報告させていただきます。

なお、配付資料についてですが、「会議次第」、「配席図」、「委員名簿」、「市意見 (案)について」の計4種類、加えて傍聴の方には「傍聴の際の注意事項」「大規模小売店 舗出店のルール」及び「審議案件に係る届出要約書」を配付させていただいておりますので よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、先にお配りしています注意事項に従い、円滑な審議会の運営に御協力く ださいますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していた

だくなど、審議の妨げにならないよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、審議に入る前に御報告させていただきます。本日は、委員改選後初めての審議会ですので、会長の選出につきましては、審議会規則第4条に基づきまして、本来ならば、委員の互選によりこの場で選出することになっておりますが、本審議会の招集を会長名で行う必要上、委員の皆様方に事前に文書により選出をお願いいたしました。その結果、加藤委員に会長に御就任いただくこととなりましたので御報告を申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事(1)会長代理の選出ですが、審議会規則 第4条第3項によりまして、「あらかじめ会長の指名する委員へその職務を代理する」とあ りますので、加藤会長から御指名をいただきたいと思います。

○加藤会長 内情はよくわかってないんですが、余り私、建設関係とか得手でありません ので、翁長委員にお願いできたらというふうに思います。

○事務局 それでは、会長代理には翁長委員をお願いしたいということでございます。本 日、翁長委員につきましては御欠席となっておりますが、「御指名された場合につきまして は、お受けします。」ということで御承諾をいただいておりますので、それで御異議ござい ませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、会長代理を翁長委員に決定させていただきます。どう ぞよろしくお願いいたします。

それでは、加藤会長に一言御挨拶いただきました後、大店立地法に基づき届け出がありました新設案件2件、変更案件1件につきまして、御審議の進行をよろしくお願いいたします。 ○加藤会長 それでは、会長に御指名いただきました加藤と申します。よろしくお願いします。

4年前は委員を務めておりました。4年ぶりなので、その間、いろいろ流通関係も変わりましたので、今や浦島太郎状態です。前回から引き続きの委員の先生方もいらっしゃいますので御協力いただきまして、また新しく就任された委員の皆様の御協力をいただきまして、議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、御審議いただきますのは、先ほど事務局から説明がありました新設案件2件、それから、変更案件1件でございます。議事の進め方としましては、次第に従いまして、議事案件をお諮りしたいと考えています。

まず、議事(2)の①「(仮称)道頓堀プロジェクト」の新設に関する届け出内容につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、説明のほうさせていただきます。

「(仮称)道頓堀プロジェクト」の新設について、御説明いたします。

冒頭、資料の修正がありましたので、御報告させていただきます。騒音関係で、図面番号 $14 \cdot 15 \cdot 16$ の車両走行音の音源記号の位置に誤りがございました。事業者から別紙の とおり差しかえ分の提出がありました。騒音計算等に修正はございませんが、翁長委員から 御指摘いただいております。ありがとうございました。それでは、案件の説明に戻らせていただきます。

本件は、地下鉄日本橋駅から北へ約200メートルの中央区島之内2丁目18番1に、3

階建ての商業施設を新設するとして届け出があったものです。

施設等の概要についてですが、店舗面積は4,431平方メートルで、設置者はマントミビルディング株式会社、小売業を行う者は未定となっております。

用途地域は商業地域で、平成28年5月18日に届け出があり、新設予定日は平成29年 1月19日です。

敷地周辺の状況といたしまして、まず、建物全体を西側(堺筋)から写した写真です。

同じく、建物全体を西側(堺筋)から写した写真でございます。

次に、建物南側の写真です。

次に、西側道路(堺筋)から北方向の写真です。

次に、南側道路から東方向の写真です。

次に、南側道路から西方向の写真です。

次に、東側道路から北方向の写真です。

次に、東側道路から南方向の写真です。

次に、隔地駐車場の北側出入り口正面の写真です。

次に、隔地駐車場、北側道路から東方向の写真です。

最後に、隔地駐車場の北側道路から西方向の写真です。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。 敷地内駐車場は、建物西側に18台設置されております。

届け出時はこのような配置でしたが、一部配置が変更となる予定として連絡を受けております。

変更後の配置はごらんのとおりで、台数18台は変更ございません。

また、隔地駐車場として49台設置されており、駐車場は敷地内と合わせて、合計67台が設置されております。

また、自動二輪車用として3台設置されておりますが、こちらも届け出時は、敷地南西側に設置する計画でしたが、同じく配置変更により、敷地西側に設置する予定となっております。これにより、敷地南側の歩行者用の動線が確保できることとなります。

駐輪場は、建物1階東側に、102台設置されておりますが、うち11台が原付用です。 駐輪場の配置変更はございません。

荷さばき施設は、建物1階北東側に42平方メートル設置されております。

また、廃棄物等保管施設は、建物1階北東側に保管容量27.4立方メートル設置されて おります。

以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前8時から午後10時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯は、午前7時30分から午後10時30分までとなっております。

駐車場の出入り口は、敷地内駐車場用の出入り口として、南側に入り口が1カ所、西側に 出口が1カ所設けられています。また、隔地駐車場用の出入り口として、北側に1カ所あり、 合計で3カ所となっております。 荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、敷地内駐車場の南側入り口①付近の写真ですが、東行き一方通行の道路で、左折インとなっております。

次に、敷地内駐車場の西側出口②付近の写真ですが、堺筋へ右折アウトとなっております。 次に、隔地駐車場の北側出入り口③付近の写真ですが、西行き一方通行の道路で、左折イン左折アウトとなっております。

次に、届け出書の【添付書類の概要】について御説明申し上げます。

建物は地上3階建てとなっており、店舗面積は1階に、1,052平方メートル、2階に、1,663平方メートル、3階に、1,716平方メートルの合計4,431平方メートルです。

主として販売する物品は、食料品、生活雑貨品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると67台となり、これに対し設置台数は67台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんのとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗及び隔地駐車場の周囲 4 方向 9 地 点に、予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、店舗北側の予測地点A。

次に、店舗東側の予測地点B。

次に、店舗南側の予測地点C。

次に、店舗西側の予測地点D。

同じく、店舗西側の予測地点E。

次に、隔地駐車場北側の予測地点F。

次に、隔地駐車場東側の予測地点G。

次に、隔地駐車場南側の予測地点H。

最後に、隔地駐車場西側の予測地点Iでございます。

店舗及び隔地駐車場周辺の各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日あたりの予測排出量が21立方メートルに対して、保管容量合計が27.4立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明申し上げます。

届け出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成28年6月3日から平成28年1

0月3日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応について配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案としましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、「新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。」との取りまとめを行っているところでございます。

なお、本日欠席されている翁長委員より御意見をいただいておりますので、発表をさせて いただきます。

翁長委員のほうから、「夜間における騒音レベルの最大値の予測値、13ページが、規制 基準55デシベルに対して、a地点では45デシベル、b地点では55デシベルで、規制基 準に対してぎりぎりの値となっている。運用後も機器から発生する騒音レベルが上昇するこ とのないよう、機器メンテナンス等を十分に行うことが望まれる。」との御意見をいただい ております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

- ○加藤会長 御説明、どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御 質問、御意見を頂戴したいと思います。
- ○吉川委員 写真をもう一度見せていただきたいのがありまして、計画地とグリーンコーポラスですか、北側のマンションの間の状況はどうなってますでしょうか。写真ありますか。 ○事務局 堺筋の写真。
- ○吉川委員 病院との間には路地みたいなものがありましたけれども、このグリーンコーポラスとの間には通路はないですね。計画地の北側の病院の西側のマンションですが。
- ○事務局 今、おっしゃってたのが堺筋に面している建物のすぐ北側に隣接するグリーンコーポラスという13階建ての建物ですね。そちらと計画地の間には特段、通路があったかどうか、写真では確認できません。
- ○吉川委員 別に文句をつけるわけではないんですが、結構、真四角で3階建てなので、 立ち上がりは低いんですが、北側、これマンションですよね。商業地区なので北側斜線は何 も関係ないんですけれども、2階から住居になっていて、多分南側がベランダになっている はずですよね。そしたら、2階3階部分のベランダに出ると、真ん前にとんでもない壁がで きることになるので、本当に住民から何もなかったのかというところなんですが。決して、 法律違反しているわけじゃないので、住民さんの御意見がなければ一安心なんですけれども、

ちょっと気になりました。

- ○事務局 この13階建ての建物の方からは、特段、御意見をいただいているということはお聞きしていません。予測地点Aの病院の付近には荷さばき施設がございますので、音の関係で影響がないかということで、設置者とやりとりされているのはお聞きしておりますが、この堺筋側の13階建ての建物に関しては、特段、何か対応を求められているというのは、お伺いしていない状況です。
- ○吉川委員 わかりました。気になっただけで、別に。
- ○加藤会長 確認していただいたほうがというか、先ほどの付帯事項の中の1つの項目に 関わると思います。この建物ができてから周辺住民との関係で、何か、実際に予測したこと 以外で問題が出た場合には速やかに対応するというような付帯意見があるので、それは対応 していただいたらいいと思います。意見通知のときに、付帯意見の中に追加して口頭で説明 されてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○吉川委員 ありがとうございます。
- ○事務局 では、また事業者のほうにはその点について御留意いただくように何か開店後の状況で、苦情等があれば対応していただくような形でお伝えしたいと思います。ありがとうございます。
- ○加藤会長 ほかに、よろしいですか。どうぞ。
- ○岸本委員 先ほども翁長委員のほうからも指摘あったことだと思うんですけれど、予測 地点Bの夜間における騒音が気になるんですけれども、ちょうど設置者の荷さばきがあると ころで、まだ具体的に入る小売業者も決まっていない状況ですよね。それと、あと8ページ のところにある搬入出口ですか。搬入車両の計画みると、ちょうどこの予測騒音の午後9時 から午前6時というようなところが、この荷さばき施設にトラックが入ってこないような感 じにもなっているんですけども、果たして、小売業者、どんな小売業者が入るかわからない んですけれども、入ることによって、この荷さばきが、今の現状でも55ぎりぎりなんです けれども、かなり超える可能性があるんじゃないかなと思うんですけれども。もし、小売業 者が新しく入った場合には、また何か、審議会のほうで審議するということはないんですか。 ただいま、岸本委員から御質問いただいた小売業者の件ですけれども、今最新 情報で申し上げますと、免税店販売事業を取り扱う事業者が主体となっているというところ で、この周辺、外国人観光客の方がたくさん旅行でいらっしゃるというところで、具体的に はまだ決まっていないんですけれども、海外からのお客様を対象とした物販店舗を想定した 施設設備や運営計画での予測ということで、今、同値になっておりますB地点につきまして の一番影響を与えるものは空調機です。1階にございます室外機05のB地点に伝わる音と いうところが一番影響が高いと。8階建てのマンションの8階に一番影響が高いという予測 結果でございます。もし、大幅に事業者の方が、全然違うものが入られた場合につきまして は、付帯意見の1点目にございますので、計画が変わった場合につきましても、大店立地法 の中にも規定されているとおり、届け出した内容に即して実際営業される際には、周辺環境 への影響がないようにという義務が課せられることになります。施設の配置や運営方法など

- の届出事項に変更がない場合については、特段、改めまして御審議いただくということはないんですが、何か問題があれば対応いただくような形となっております。
- ○加藤会長 荷さばきというのは外で荷さばきすることになるんですか。搬入口はどっちでしたっけ。
- ○事務局 病院のちょうど南側のところが搬入口です。
- ○加藤会長 荷さばき施設ってありますよね。
- ○事務局 そちらに車をとめられまして、そこから搬入用のエレベーターで、各階に運ぶ というふうなことになるかと思います。
- ○加藤会長 こっちなんですね。いずれにせよ。大店立地法上は全て予測値なので。 よろしいですか。 どうぞ。
- ○川崎委員 駐輪場ですけれども、恐らく無料といいますか、とめられて時間外はチェーンで区切られると思うのですけれども、やはり周囲のところで自転車をお使いになる方が多いと思うので、放置自転車にならないよう、それだけ注意していただければと思います。
- ○加藤会長 それは事業者にとっても、景観上、好ましい状態ではないと思いますので、 通常であれば、みずから何かされると思うんですが、何かその点聞かれていますか。
- ○事務局 やはり、店舗に関係ない方がとめられたりすることもございますので、営業時間外につきましては、バリカー等により閉鎖するとともに、営業時間中につきましては、従業員等による巡回を行うということで、そういった無断に置かれるようなことのないような防止策を考えているということでございます。また、開店後の状況におきまして、無断利用者、営業中なり営業時間外の無断利用者への注意喚起の張り紙をするなどの必要な対策を講じる予定ということでお伺いをしております。
- ○加藤会長 機械を設置したら、結構コストが高くなるものなんですか。
- ○事務局 そうですね。やはり、高くはなると思います。
- ○加藤会長 でも、きれいになりますよね。うちの周辺もそうですけど、食品スーパーとか、イオンとかも、機械がちゃんと設置されているんで、整然と並びますから、きれいになると思うんですけどね。その方が望ましいと思うんですけれども、どれだけ強く言えるかが問題かと思います。意見通知の時に、一応そこは確認していただくということでよろしいのではないでしょうか。それとも、既に確認していただいたんでしょうか。
- ○事務局 そうですね。事前にこういう対策をしますというようなところでは、先生から 御質問がくることを予測して確認はさせていただいたところでございます。
- ○加藤会長 それも、付帯意見で再度強調するしかないですね。ほかに、よろしいですか。
- ○澤村委員 今のお話の中では、どこのお店が入るかわからないということでしたけど、オープンしたら、こんなに駐車場もあるし、違うところの駐車場の話もあります。先ほどありました自転車の話も含めて、交通整理員は、この地図を見ている限り、一箇所一人になっているんですが、オープンのときとか、繁忙期のときに、駐車場入ろうと思って、「ここ満車です。あっちです。」という御案内とかですね、スムーズに言っていただくようにしない

と、やっぱり近隣の方々への影響もあるかと思いますので、そのあたりのところだけ別に言っておいていただければと思います。オープンのときに絶対に人は来ると思うんです。今の自転車もそうですし、きれいに整理する人を増員していただくとかをしていただければと思います。必ず皆さん、新しいもの見たさで、車で来る人もおるだろうし、歩いてくる人は別もんなんですけど、車で来て隔地駐車場になっているので、「入られない。」というところになったときに、スムーズに誘導ができるというのは必要なことではないかなというふうに思います。

- ○加藤会長 満車かどうかというのは、サインでなくて人的な対応になるんですか。
- ○事務局 営業時間中は、入口に1名配置するということが届出書7ページにございまして、出口につきましては、繁忙期につき1名ということになっております。もちろん、オープン時については、御指摘いただいた懸念もございますので、意見通知の際にはそういった御意見もありましたということで、また申し添えさせていただきたいと思います。
- ○加藤会長 ほかに、いかがでしょうか。
- ○吉川委員 済みません、もうちょっとだけ。

交通の話なんですが、隔地駐車場へそれこそ計画地に入れずに回り込む際のルートなんですが、実態としては多分松屋町筋まで出ない。その前のところで、右折。右折、右折して入っていくんだろうなとは思います。信号2つ待つのが嫌だから、多分そうなると思うんですが。そういうのは別に構わないわけですか。何というか多分、実態としてなるものと違うであろう入出庫ルートが書いてあるのは、余り気にしなくていいんですか。

- ○加藤会長 大いに気にしないといけないところだと思いますが。
- 〇吉川委員 それが1点と、あと、きょういただきました敷地内の駐車場の計画変更なんですが、要は身障者用のスペースを取り壊して自動二輪用にしているわけですね。そういうバリアフリー的発想から言えば、後退しているわけなんですけど。
- ○事務局 訂正後の図面3には身障者用の表示が消えていますが、一番右上の角のところに広めのところがございますが、こちらが身障者用になっております。訂正前は、従業員駐車場が南の部分に1台あったんですが、訂正前の配置図、図面3と見合わせていただきますと、従業員駐車場1台というのがなくなりまして、配置がずれるような形になっております。 ○吉川委員 わかりました。ちょっと見落としてました。身障者用の分はあるということですね。
- ○事務局 あと、最初におっしゃった交通経路でございますが、こちらに示している以外 のルートで来られることも想定はされますが、開店時に適宜誘導員を配置していただきまし て、このルートのほうで来ていただくような形で誘導していただくというふうになっており まして、もちろん皆さんそれぞれいろんな形で来られるとは思うんですが、基本的にはこち らを想定して、事業者としては推奨ルートという形で左折インで入るような形で考えており ます。
- ○吉川委員 整備員さんが松屋町筋まで出て、「右折して、1個目の信号をもう一回右折 してください。」ということなんですよね。
- ○事務局 そうですね。どのあたりまで交通整理員が立って誘導するかというところは具

体的にはお聞きはしていないんですけれども、想定としてはこのルートというふうにお伺いはしております。交通経路を知らせる方法といたしましては、7ページに案内表示の設置ということで、そちらのほうに出入り口に案内看板というふうに書いているんですが、経路も含むのか単にここが駐車場の入り口ですという案内だけなのか、いづれにしても何らかの形でルート、特に隔地のほうに行っていただく際にはきちんとした誘導がなされるような形でないといけないかなと思いますので、具体的にどういった運用でなされるかという確認はさせていただきたいと思います。

- ○吉川委員 わかりました。場所柄それほど車ばっかりでは来ないとは思うんですが、さっき言われたように、オープン時には多分大量に押し寄せるかなと思うところがあって、ちょっと心配です。
- ○事務局 オープン時の交通整理員の配置状況等は開店日が迫りましたら、具体的に決まっていくと思いますので、きっちり案内ができるのかというところも、確認はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
- ○澤村委員もう一つだけ、よろしいですか。
- ○加藤会長 どうぞ。
- ○澤村委員 7ページのところで、先ほど、こちらの店のターゲット層はいわゆる外国人ですという話があって、7ページ見てたら、「大型バスでの来店を想定しています」というところがあるんですけど、大型バスはどちらのほうにとめる予定なんですか。別の駐車場なのか、それともここの中の駐車場なのかということを教えていただいていいですか。
- ○事務局 大型バスにつきましては、敷地内にもちろんとめる場所がございませんので、 乗降のみということになっております。先ほどお配りしました訂正後の図面に観光バスの軌 跡が記載されているところでございまして、誘導員をつけまして、観光バスから乗降のみ行 うということでお聞きしておりますので、大型バスの駐車につきましてはまた別の場所にな ると思われます。
- ○澤村委員 わかりました。どっと来て、どっと乗るんですね。
- ○加藤会長 どっと乗れればいいんですけど。どっと乗らずにだらだらと乗る可能性もあるんで。そこは問題ですよね。
- ○川崎委員 おりるほうが主体ではないのですか。
- ○加藤会長 乗るのも乗るんですか、ここは。乗るのは別。
- ○事務局 乗降というふうに書いていますので。
- ○加藤会長 一応、乗るのも乗ることになっている。ただ乗るためには、待ち時間をぴったり合わせないといけないので。
- ○事務局 事前協議の中でも、そういった大型バスでの来店が重なった場合に外の道路に バスが滞留するんではないかということも指摘されておりますので、そのあたりもきっちり と事前予約なりでコントロールしていただくよう協議を行っております。
- ○加藤会長 心配されていることがたくさんありますけど、よろしいですか。ほかに。 まだ、いろいろ御意見ありそうな雰囲気ではありますけれど。

それでは、委員の皆様から、いろいろ御意見・御質問をいただきました。届け出上は法の

趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっております。よって、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、付帯意見、先ほどいろいろ御懸念の御意見が出されたわけですけれど、もう一回出していただけますか。すぐ出ますか、付帯意見のところ。これで、全て網羅されているように思うんですが。翁長委員からの騒音については、これもこの中に書き込まれていると考えていいんですよね。

- ○事務局 4点目の付帯意見の中に記載されております。
- ○加藤会長 それと、先ほどのマンションからの景観でありますとか、そのことについて はこの中でいうと、①番の付帯意見ですか。。
- ○事務局 そうですね、①番。
- ○加藤会長 周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をしてということですね。これでいけるんですかね。
- ○事務局 ①番の付帯意見に加味されていると考えます。
- ○加藤会長 それから、隔地駐車場への進入経路というんですか、これが想定されていた ものと違うような場合は、これも③番ですね。
- ○事務局 ③番です。交通安全の確保と周辺環境に悪影響を及ぼさぬようということで。
- ○加藤会長 これ一応、③番に入ってますということですね。

それから、大型バスの乗降に伴う場合によっては周辺の交通渋滞みたいなのを引き起こす かもしれないというのも、この③番ですね。

- ○事務局 そうですね。交通に関することとなります。
- ○加藤会長 では、この付帯意見をつけて、なおかつ委員の皆さんの懸念をもうちょっと 具体的に設置者に説明していただきたいと思うんですけども、そういう付帯意見を添えたい というふうに思いますが、それで御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、「当審議会における意見は有しない」、それから、付帯意見は4項目をつける ということで、ありがとうございました。

では、続きまして、議事(2)の②、「(仮称)東京インテリア家具大阪店」の新設に関する届け出内容等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「(仮称) 東京インテリア家具大阪店」の新設について、御説明いたします。

こちらも騒音関係に修正がございます。届け出書の16ページと21ページに修正がありますが、計算結果等に変更はありません。こちらも翁長委員からの御指摘をいただいております。

それでは、案件説明に戻らせていただきます。

本件は、大正区鶴町2丁目125番3に、家具店を新設するとして届け出があったものです。

施設等の概要についてですが、店舗面積は1万5, 111平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社東京インテリア家具となっております。

用途地域は準工業地域、平成28年5月20日に届け出があり、新設予定日は平成29年 1月21日です。

敷地周辺の状況としまして、まず、計画地全体を南側から写した写真です。

次に、計画地の北東側からの写真です。

次に、東側道路(鶴浜1号線)から、北方向の写真です。

同じく、東側道路(鶴浜1号線)から、北方向の写真です。

同じく、東側道路(鶴浜1号線)から、北方向の写真と、3つでございます。

次に、東側道路(鶴浜1号線)から、南方向の写真です。

同じく、東側道路(鶴浜1号線)から、南方向の写真となっております。

次に、南側通路から西方向の写真です。

同じく、南側通路から東方向の写真です。

次に、西側道路から北方向の写真です。

同じく、西側道路から東方向の写真です。

次に、北側道路から東方向の写真です。

次に、北側道路から西方向の写真です。

同じく、北側道路から西方向の写真です。

次に、北側道路から南方向の写真です。

最後に、同じく北側道路から南方向の写真です。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。 駐車場は、建物南側に542台設置されています。

また、自動二輪車用として建物南側に5台設置されています。

駐輪場は、建物南側に188台設置されており、うち20台が原付用です。

荷さばき施設は、建物西側に117平方メートル設置されております。

廃棄物等保管施設は、建物北西側に保管容量 5 2. 4 立方メートル設置されております。 以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前10時から午後8時までとなっております。

来客の駐車場利用時間帯は、午前9時30分から午後8時30分までとなっております。 駐車場の出入り口は、東側に出口1カ所、南側に出入り口1カ所、西側に入り口1カ所、 の合計3カ所となっております。

荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後10時までとなっております。 駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、東側出口①付近の写真ですが、左折アウト となっております。

次に、南側出入り口②付近の写真ですが、東側道路を左折し、南側通路からの左折インし、 右左折アウトとなっております。

最後に、西側入り口③付近の写真ですが、左折インとなっております。

次に、届け出書の【添付書類の概要】について御説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっており、店舗部分は1階のみの1万5,111平方メートルで

ございます。

主として販売する物品は、家具・インテリア用品となっております。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると919台となりますが、当店舗は、家具店のため、店舗面積に比べて1日の来客数が少ないことから、指針の台数では過大になると考え、既存店舗のデータをもとに算出することとしています。

既存店舗といたしましては、千葉ニュータウン店、幕張店、金沢店、新潟店の4店舗の実 態調査の結果を用いて算定したところ、必要駐車台数は405台となります。

これに対し設置台数は542台となっており、既存店の利用実績から算出した必要駐車台数を満たしております。

また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について御説明申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんのとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲3方向3地点に、予測地点を 設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、北側の予測地点A及びA'。

次に、東側の予測地点B。

最後に、南側の予測地点C。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております

また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日あたりの予測排出量が23.5立方メートルに対して、保管容量合計52.4立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。

届け出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成28年6月3日から平成28年10月3日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」に おいて、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を 踏まえた対応として配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見 案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、

「新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の 生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の 設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のた めに、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係行政機関や地域住民と協 力して適切な対応に努めること。交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に 悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること」との取りまとめを行っております。

なお、騒音予測のうち、計画地北側の予測地点 a における夜間最大値については、予測結果が規制基準と同値の55デシベルとなっております。ただし、現在、北側敷地はグラウンド・広場となっており、現時点での建物の建築計画がないことから、今回、文書による付帯意見はなしとして、将来的に建物が建設されることとなった場合には、配慮をいただくよう口頭で申し添えることとしたいと考えております。

先ほども翁長委員からの意見をいただいておりますが、この件についても翁長委員から意見をいただいております。「夜間における騒音レベルの最大値の予測値において、予測地点aの予測値が、規制基準と同値の55デシベルとなっている。その主要な発生源の一つが荷さばき作業音(台車)であり、当該の作業を行う者に対して、できるだけ静穏に作業を行うよう指導することが望まれる。」という意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

○加藤会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、御意見・ 御質問をいただきたいと思います。

どうぞ。

- ○澤村委員 ちょっと教えていただきたいんですけれども、配達用車両とかはどちらのほ うに設置される予定でしょうか。こういう大型家具店って、駐車場利用の方はお持ち帰りの 方がいらっしゃると思うんですけれども、大きな家具になると配送しますという話になると 思うんです。中にはニトリさんみたいに違うところから配達するケースもあるけど、お隣の イケアさんなんかはそこから配達しますという話がある。配達する車両は一体どこに。多分 この従業員専用出入り口から荷さばきのあたりにとめるのかなと思うんですけれども。それ と、もう一つ。家具屋さんによっては、トラックを貸しますと。トラックを貸すからそれで 持って帰ってねというのもあるんです。そのトラックも含めて、多分ここかなというのと。 それからもう一つ。ほかの地区、幕張とかとここを比べたところで予想されてますけど、幕 張の施設がどういうところかわからないんですけど。位置的に見たら、隣にイケアさんがあ りますし、何カ月か前にここの審議会で、北加賀屋のほうにニトリさんができたような記憶 があるんです。そうなってくると、ここに行く人の目的は家具で、北加賀屋でニトリさん見 て、次ここ行って、イケアさん行くのかなと。私、週末にイケアさんに行ったことあるんで すけど、結構駐車場は入れないんです、イケアさん。割と待ったりするんです。隣にこれが できることによって、そのあたりの交通事情って、どうなるのかなと。消費者的な心理でい くと、ほかの商業施設に来たからついでに家具じゃないと思う。目的を家具に焦点絞った人 しか来ないと思うので、そのあたりイケアさんだけでもあんなに交通量が多いのに、これが できることによって渋滞とか、予測値でいつも通ってるので問題はないとは思うんですが、 そのあたりどうなのかなというところが、ちょっと気になりました。
- ○加藤会長 それでは、事務局よろしくお願いします。
- 〇事務局 幾つか澤村委員から御質問いただきまして、まず配送につきましては、図面 3 -1 の建物配置図の中で西側に荷さばき施設の部分が、赤で囲っております。荷さばき車両、

従業員車両出入り口から入ったところです。この並びの上部庇と書いてある部分に恐らく配送の車をつけてということで、たくさんトラックがとめられるスペースがございますので、こちらからの配送になるのかなと思います。あと、ニトリさんのときには、軽トラックなどを貸し出すような話があったんですが、こちらの施設につきましては、具体的にそのようなものがあるのかどうかの確認が取れておりませんので、また、後日確認は取っていきたいと思います。

それと、車の渋滞の件につきましては、今現在でも休日は、イケアさんの車の列もあるというのは、私も現地に、休日行ってまいりまして、駐車場が結構いっぱいということがございました。それで、事前協議の中でもそういったお話をさせていただいておりまして、やはりオープン時、繁忙期、土日、そういったときに関しましては駐車場が満杯になることがあるではないかということも考えられますので、事業者におかれましては周辺の空き地の方で臨時駐車場をご準備いただくような形で、今、調整をしていただいておりまして、周辺に港湾局の土地がございますので、そちらのほうの土地を利用させていただくことについての内諾は取れているという確認はしておりまして、具体的な位置とかにつきましては、今後の開店までの調整ということと、あと、イケアさんとの協力体制につきましては、イケアさんで運行しておられるシャトルバスにつきまして、両店舗、あるいは東京インテリア家具様のみに来られるお客様についても御利用いただけるということでの合意をしているというふうにお聞きしております。以上でよろしかったでしょうか。

- ○澤村委員 家具店が多いですね。ATCさんにも大塚家具さんあるし、ここに2つできたら、家具を見に行く人は結構比較ができていいかもしれませんね。
- ○加藤会長 そういう意味では、すばらしい立地なんですね。

交通渋滞の話が出ましたけども、敷地内の渋滞というのと、信号での渋滞と二つあると思いますが、信号での渋滞というのはどこかに発生するのでしょうか。

- ○事務局 まず、交通量調査につきましての資料に関しましては、細かい資料になりますので、交通分野の吉川先生の資料につけさせていただいておりまして、事前にごらんになっていただいております。関係局との協議の中では調査対象となる交差点における交通処理は計算上可能という結果となっております。ただ、その予測と実際とが違ってくる場合もございますので、その辺につきましては付帯意見のほうで申し添えさせていただいているというところでございます。
- ○加藤会長 吉川委員、よろしいですか、今の件は。
- ○吉川委員 実際にはどうなるか、それこそまた開店時ですよね。わからないところがありますが、計算上は大丈夫だということではあるので。
- ○加藤会長 値はかなり余裕をもった値なんですか。
- ○吉川委員 もう一回、確認しておきます。

ついでにじゃないですが、きょう、僕ここで図面見落としていて気になったんですが、出口 1 からなみはや大橋にいけないですよね。図 2 を見てれば、交通処理大丈夫だと思うんですが、図 3-1 の千一の図面を見ると、出口 1 から、多分矢印の書き方の問題だと思うので、あくまで確認なんですけど、いきなりなみはや大橋の反対側車線に矢印が入っていっている

のですが、大丈夫ですよね。というか、もしこれが出口1からなみはや大橋北行きに行って よいという誘導すると、かなり危なくなって、南から来て側道に入る車とクロスすることに なるので、危ないですよね。この図面がおかしかったら、それでいいんですが。もし、おか しくなければ、また。

- ○事務局 交通経路につきましては、図2のほうにお示しさせてございまして。
- ○吉川委員 そうですね。図2のほうを信用すればいいですね。
- ○事務局 おっしゃるとおり出口1というのが、敷地の東側から出るところなんですけれども、そこから北のほうに側道に入りまして、Uターンして入りますので、なみはや大橋方面には行けないというルートになっております。
- 〇吉川委員 図3-1はわかりやすく書いたので、変なところに矢印があるというか。3-1、建物配置図兼1階平面図。
- ○事務局 そうですね、なみはや大橋に乗ってる感じの図面になってます。ここは左折アウトということを強調したかった余りに、ちょっと大回りした形で図示されていますが、側道のほうに行きますので、ここの図面が実際とちょっと違っていると思われます。事前のチェックができていなかったようです。図2の周辺見取り図のほうが正しいルートでございますので、なみはや大橋にはこちらからは行けないというところですね。
- ○加藤会長 先ほどの駐車台数なんですけど、通常は指針どおりにするということなんですが、例えば、はやらなくなった店舗とか、途中でこんなにたくさん駐車場要らないよということで実績に基づいて、必要な駐車台数に下げることはできるんです。だから、今回のケースも指針にはあるけども、業態として違うという御意見かもしれませんが、業態として指針通りでないということなると、既存店舗の実績に基づいて指針よりも低い台数でもオーケーということになるんですね。無駄な駐車場をつくっていただくというのも、無駄な話なので、かといって少な過ぎて渋滞が起きてはいけないということなので、その辺はちゃんと考慮しなければいけないわけです。問題は既存の店舗をもってきたときに、例えば売り場面積が同じだとかおっしゃるように、幕張とここの地域が非常に環境が似ているのかどうかとか、そういうことがちゃんと説明されてあったので、オーケーということになってるんでしょうね。

○事務局 今、会長からも御説明いただいたとおり、こちらの指針でいきますと、店舗面積に対する1日に来店する客数というのが、指針よりも少ない。指針でいきますと、届け出 8ページになるんですけれども、1,000㎡あたりの来客数原単位ということで、1,000人というふうになっておるんですけれども、実際千葉なり、幕張の店舗を見ますと、最大267ということで、1,000とは大分乖離している状況で、指針の係数を当てはめると900台くらいの台数を設置しないといけないんですけれども、やはり現状の原単位Aの値が大分乖離しているというところで、特別な事情を採用しまして安全側の一番大きい値、千葉ニュータウンの値をもってきているというふうにお伺いしております。

また、自動車分担率につきましては指針ではかなり少な過ぎると、この地域、特に車が便利、車でないと来にくいところでございますので、こちらも千葉ニュータウンの99. 2%というところの値をとっています。あと、平均駐車時間係数と平均乗車人数につきましては、

指針の値を用いています。あと、ピーク率についても指針の値をそのまま採用しております。あと、イケアさんとどうしても比較してしまうんですが、イケアさんはどちらかと言えば、店舗構成的に飲食店があったり、店舗の動線が一方通行のため長時間中でお買い物されるということも想定して、かなりたくさんの駐車場を設けられているにもかかわらず、結構いっぱいになってるんですが、こちらの東京インテリア家具店さんにおかれましては、特段、長く滞留するようなところではなくて、目的の売場で商品を見てお買い上げいただくというところで、指針よりも長く滞在するということはないというふうな予測となっております。

○加藤会長 ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この案件につきましても、委員の皆様から御意見・御質問をいただきましたが、届け出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっておりますということで、 当審議会としては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと考えますが、事務局から説明のありました付帯意見 3点、先ほど出していただいたものを付帯意見として申し添えたいというふうに考えますが、 御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、「当審議会における意見を有しない」、付帯意見は先ほどのものを申し添える こととしたいと思います。

それでは、引き続きまして、議事(2)の③、「Y.E.S.NAMBAビル」の変更に関する届け出内容等につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、「Y. E. S. NAMBAビル」の開閉店時刻の変更について、御説明申し上げます。

本件は、南海本線及び地下鉄なんば駅から東へ180mの中央区難波千日前1512番3 に立地している劇場等を併設した既存の複合商業施設で開閉店時刻の変更の届け出がございました。

施設等の概要についてですが、店舗面積の合計は3,591㎡で、設置者はイエスビルディング株式会社、小売業を行う者は株式会社ドン・キホーテです。用途地域は商業地域で、 平成28年6月20日に届け出があり、変更年月日は平成28年7月27日となっております。

今回の変更事項は、午前10時から午後9時までの開閉店時刻を24時間営業へと変更するものです。

建物周辺の写真として、まず、東側の店舗正面入り口を写した写真です。

次に、店舗東側道路から、南方向の写真です。

同じく、建物店舗東側道路から、南方向の写真です。

次に、店舗東側道路から、北方向の写真です。

次に、店舗南側道路から、西方向の写真です。

同じく、店舗南側道路から、東方向の写真です。

次に、店舗東側、東西道路から、東方向の写真です。

次に、店舗東側、東西道路から、西方向の写真です。

次に【施設の配置に関する事項】について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。 小売店舗用の駐車場及び駐輪場は設置されていません。荷さばき施設は、南側に40平方 メートル、廃棄物等保管施設は同じく南側に39.9立方メートル設置されています。

以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、【施設の運営方法に関する事項】について御説明申し上げます。

開閉店時刻は、今回の変更届により、変更前の午前10時から午後9時までを変更後は、 24時間営業へと変更となっております。

荷さばき可能時間帯については、午前6時から午後9時までで変更はございません。 次に、届け出書の【添付書類の概要】について御説明申し上げます。

建物は、地下1階地上8階建てとなっており、そのうち小売店舗は1階から4階部分となっております。

各階の店舗面積は、1階が634平方メートル、2階が1,075平方メートル、3階が1,117平方メートル、4階に765平方メートルの合計3,591平方メートルです。 主として販売する品目は、日用雑貨品ほかでございます。

今回の変更に際しまして、大規模小売店舗立地法上、その影響を考慮すべき事項といたしましては、特に騒音関係がございますが、騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、 ごらんのとおりです。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗及び立体駐車場の周囲4方向4地点に、予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、北側の予測地点A。

次に、東側の予測地点B。

次に、南側の予測地点C。

最後に、西側の予測地点D。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たしております。

最後に、本届け出書に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。

届け出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成28年7月1日から平成28年1 1月1日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届け出に関し、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、「変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めていない事項についても、関係

行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。交通安全の確保に努めるとともに、 周辺環境に悪影響を及ばさないよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持 に努めること」との取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わらせてもらいます。

○加藤会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、 御意見等はございましたら、よろしくお願いいたします。

駐車場がない。あとは、時間変更なので、それに伴う騒音の影響もあんまりないですね。 廃棄物の処理ですけども、これは営業時間が長くなれば、それに応じて廃棄物も多くなると いうことであれば、考えないといけないと思いますけど、そういう施設でもないということ なので。よろしいでしょうか。

御質問はないようなので、委員の皆様からは、特段御意見をいただいておりませんが、届け出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっております。よって、当審議会としては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして取り扱ってまいりたいと考えます。なお、事務局から説明のありました付帯意見3点、これを申し添えたいというふうに考えますが、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

次に、議事(3)の報告事項として、「鶴見ファッションモール」に係る手続状況等についてよろしくお願いします。

○事務局 「鶴見ファッションモール」の手続状況について、御説明いたします。

本件は、平成28年2月10日に新設の届け出があり、前回7月の審議会において御審議 いただきました。

当店舗にかかる交通状況に関するデータが十分に示されていないことや、騒音検討資料における内容の不備など、一部について「指針」を踏まえていない箇所があったことから、市意見ありの意見具申をいただき、平成28年8月18日付けで意見ありの通知を行っております。

その後、設置者との交通及び騒音協議を数回行い、現在、資料について最終確認の段階となっておりますけども、内容確認ができ次第受理していく予定でございます。

追加資料を正式に受理して以降は、2カ月以内に勧告の有無について通知をしなければないことから、大変恐れ入りますが、交通及び騒音の御専門の委員の方への資料を送付させていただき、個別に御意見を伺いたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上で、「鶴見ファッションモール」の手続状況についての報告を終わらせていただきます。

○加藤会長 ありがとうございました。今の報告につきまして、何か御質問・御意見ございましたら。これは手続的には許されるということですね。手続的には許されるというか、一回、既に審議会に出ましたと、資料に不備があったので、意見ありということでもう一回提出してねと。ただし、全体については一応、議論したということですね。出てきた資料については皆さんに集まっていただくのも大変なので、専門家の先生に特別に御意見を頂戴して、そこで問題がなければということですね。よろしく。

○事務局 また資料につきましては送らせていただきまして、専門の先生の御意見をいただきまして、その上でこれで手続を進めますというのを事前に委員の皆様方にメールのほうで御連絡させていただきます。資料提出から2カ月以内に勧告の有無についての通知を行うという流れとなっておりまして、市の意見への対応が適切にされていれば、それをもって一通りの手続は終了する予定となっております。

○加藤会長 ありがとうございました。

市長から依頼がありました、新設案件2件、変更案件1件についての調査審議は以上で終了することになっていますが、先ほど言い忘れたことがありまして、2件目の案件で、実は翁長委員から、「騒音が同値であるということから、適切な対応をしてください。」というような御発言があったと思うんですね。ただ、事務局からの提案だと要するに騒音の対象になっている地点がグラウンドなので、余りそこを神経質にならなくてもいいんじゃないですかということで、普通、同値の場合には必ず、「同値なんで何とかしなさい。」という付帯意見がつくんですけど、この場合は、「グラウンドとなっているので、特にそのことについての配慮は必要ないんじゃないですか。」という事務局からの御提案だったんです。どうしましょう。一応、確認なんですけど。事務局案としては、そういう趣旨のことを言われてましたよね。

○事務局 港湾局の土地で、グラウンドとなっておりますので、そこに人が住むような施設が建つとか、そんな見込みがありません。結果的には、キュービクルという機械がかなり間近にあることから予測結果が基準値と同値になっており、関係局からは付帯意見をつけるという意見もあったんですが、事務局としましては、1点目の付帯意見の中で読み取れる範囲かと考え、現状の利用実態に即して、特段騒音に関する付帯意見については文書での通知に入れない形での事務局案とさせていただいております。

○加藤会長 以上ですが、いかがでしょう。同値になったからといって、全てで形式的に 手続をすると、実質的に審議したのかというふうに言われかねないので、そこはちゃんとや りましたということだと思いますが。よろしいですか。それでは、事務局案どおりというこ とで。

- ○事務局 ありがとうございます。
- ○加藤会長 以上をもちまして、調査審議は終了いたしまして、市長に対する意見具申の 文書をまとめることになりますが、文書内容等につきましては、御一任いただけますでしょ うか。

それでは、御一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいというふうに思います。

それでは、これをもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、審議会は閉会といた します。どうも御協力ありがとうございました。

○事務局 会長どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、 まことにありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了とさせていただき ます。

閉会 午前11時28分